

ID: 462

担当部署: 企画部 国際文化推進室 図書館

処分の概要	図書貸出券の交付
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立図書館設置条例施行規則 第11条第2項(第24条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	令和6年規則第56号
【根拠条文】 (貸出しの対象者及び手続) 第11条 図書の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 本市又は尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市若しくは猪名川町に住所を有する者 (2) 本市内の事務所又は事業所に勤務する者 (3) 本市内の学校に在学する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、特別の理由により館長が承認した者 2 図書の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ図書貸出申込書を提出して図書貸出券の交付を受け、これにより図書の貸出しを受けるものとする。 3 前項の規定により貸出券の交付を受けた者は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)その他館長が認めるものを貸出券に代替するものとして登録することができる。 (個人貸出規定の準用) 第24条 第11条第2項、第12条第2項及び第15条から第20条までの規定は、団体貸出しについてこれを準用する。 【基準】 根拠条文及び第21条の規定による。 (団体貸出しの対象) 第21条 資料の団体貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有する者で、次に掲げるものとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う団体その他これに準ずる団体 (3) 保育所、認定こども園、障がい者支援施設、介護施設、高齢者施設その他社会福祉関係団体 (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が特に認める者	
標準処理期間	1日
備考	

設 定 年 月 日	令和6年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日